

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第128号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市京北パラグライダー施設について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市京北パラグライダー施設の利用料金の上限額の適正化を図るために、次のとおり京都市京北パラグライダー施設条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

区 分		単 位	利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
パラグライダーその他これに類するスポーツのための利用		1 人 1 回	4 時間以内につき 2,000 円。ただし、4 時間を超えるときは、超える時間 1 時間につき 300 円を加えた額	4 時間以内につき <u>2,050</u> 円。ただし、4 時間を超えるときは、超える時間 1 時間につき 300 円を加えた額
その他の活動のための利用	個人	1 日	円	円
	団体		2,000	<u>2,050</u>
			10,000	<u>10,280</u>

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

京都市京北パラグライダー条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第128号

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を次のように改正する。

別表パラグライダーその他これに類するスポーツのための利用の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同表その他の活動のための利用の項中「2,000」を「2,050」に、「10,000」を「10,280」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市京北パラグライダー施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)